

2019年度インバウンド推進のための二次アクセス強化業務基本仕様書

1 業務名

2019年度インバウンド推進のための二次アクセス強化業務

2 業務目的

県北地域には多様な観光資源があるものの、交通アクセスの不便性から、近年増加している外国人観光客の誘客に結びつきにくい状況にある。

本業務は、阿蘇くまもと空港や玉名駅・新玉名駅と、玉名市、山鹿市、菊池市、和水町（以下「4市町」という。）を結ぶ二次アクセスの役割を担う交通手段（便宜上「バス等」という。）を試験的に提供することで、誘客拡大を図るものである。

台湾・香港のFITをメインターゲットとし、英語圏（欧米豪）からの誘客も見据えて事業を展開する。

3 委託期間

契約締結の日から令和2年3月5日まで

4 業務内容

(1) バス等の運行

現時点での想定は次のとおりだが、最終的な内容は提案を受けた上で、委託者と受託者で協議の上、決定する。

① 運行期間

令和元年11月、令和2年1月～2月

② 運行条件、利用条件

・予約制で1日1往復程度とする。なお、予約がなければ運行しない。

※運行しなかった場合の委託料については、委託者と協議の上、プロモーション経費等に充当する。充当しても更に残額が発生する場合は、委託料を精算して支払うものとする。

・バスを利用できるのは、4市町内に1泊以上宿泊するなど、一定の条件を満たす者とする。なお、条件を満たせば、インバウンド以外の利用も可とする。

③ 運行ルート

以下のルートを基本とする。

ア) 火・金・日（熊本～高雄線の就航日）

阿蘇くまもと空港⇄菊池⇄山鹿⇄和水⇄玉名

イ) 上記以外

菊池⇄山鹿⇄和水⇄玉名

※停留所は委託者と協議の上、決定する（1市町あたり1～2ヶ所を目安とする）。

④ 交通手段

マイクロバス若しくはジャンボタクシー又はこれらに類するもの

ただし、団体利用の予約があった場合には大型バスを手配するなど、予約人数に応じ適当な車両を確保すること。

⑤ 運行ダイヤ

③ア)については熊本～高雄線の発着時刻に合わせるものとするが、具体的な時刻についてはイ)と合わせて受託者と協議の上、決定する。

(2) バス等利用受付等

予約用のウェブサイト及び問合せ体制（台湾・香港向け、英語圏向け、国内向け）を整備すること。

(3) プロモーション活動

バス等利用促進のため現地訪問やSNS活用等によるプロモーションを実施する。

(ア) 現地旅行社等訪問

(a) エリア・回数：台湾：1回以上、香港：1回以上

(b) 日程：1回の行程につき2泊3日以上

(c) 業務内容：旅行会社等の選定・調整、行程の調整、当日の通訳、プロモーション資料の作成、委託者が作成する資料の翻訳、その他必要な業務

・提案により商談会への参加も検討する。

・現地訪問に係る参加者との連絡・調整費用や、同行するコーディネーターの食費等の経費は受託者の負担とする。

・現地訪問には熊本県北観光協議会からも同行するが、協議会員の渡航費・宿泊費は委託費に含むものとする。

(イ) 旅行サイトやSNS等によるPR

旅行サイトや旅行雑誌への記事掲載、SNSによる情報発信などにより、バス等を活用した県北地域への旅行をPRする。

(4) 実施報告書の作成

バス等運行及びプロモーションの効果検証を踏まえた上で、実施報告書を作成すること。

5 他事業との連携について

「2019年度熊本県北インバウンド推進業務」において、本業務におけるバス等を利用す

る着地型旅行商品造成を行うこととしている。プロモーション活動では当該商品のPRも行うこと。

6 損害賠償

本業務に使用する車両全てについて任意保険又は共済保険に加入することとし、加入手続き及び保険料の支払いは受託者が行う。

7 業務執行体制

受託者は以下のとおり体制を整えること。

(1) 本業務に対する責任者を選任すること。

責任者は、本業務に関する代表者として連絡体制を整え、緊急時及び平常時の連絡、情報伝達が円滑に行えるようにしておくこと。

(2) 本業務の遂行にあたり、道路運送法その他関連法規及び規律を遵守するとともに安全運行に万全を期し、運転業務を行うこと。

8 緊急時（事故発生等）の対応

天災、交通事故、その他やむを得ない事由により業務に支障が生じ、また生じる恐れがあるときは、受託者は直ちに委託者に連絡するとともに適切な処置をとること。

9 著作権等

- ・本業務において作成するすべての資料及び電子データについては、第三者（協議会及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、受託者により著作権処理等を行うこととする。
- ・受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関し著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- ・委託業務により作成した成果物の著作権及び新たに撮影した映像及び画像の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、協議会に帰属するものとする。
- ・使用する映像（写真を含む）の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないような措置をとること。また、本業務において使用する映像（写真を含む）及び音声に係る肖像権、著作権などの権利関係の処理・調整を行うこと。
- ・協議会、各市町及び熊本県による成果物の複製及び二次利用については、無償とする。

11 留意事項等

- ・本仕様書は、今後、受託者に対して業務の具体的な実施方法等について提案を求めたうえで、その内容を適切に反映した仕様書に変更されることがある。
- ・受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- ・事業の実施に当たっては、委託者と十分協議のうえ実施すること。
- ・事業の実施に当たって、関係する法令を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- ・委託者は、業務の実施に当たり提供可能な映像、資料等がある場合は、必要に応じて貸与又は提供する。貸与した資料等の複製、複写の可否、返却等については、委託者の指示に従うこと。
- ・本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、委託者と協議すること。